

令和7年度

保健所事業概要

(令和6年度実績)

令和7年8月

福井市 福祉健康部 保健衛生局

福井市保健所

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にころろがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

伝えよう 私が知ってる 福いいネ！

(1964年6月28日制定)

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

目次

第1 福井市保健所の機構・事務分掌	1
第2 福井市保健所 地域保健課	
1 保健所管理運営業務	3
2 栄養管理支援	5
3 受動喫煙対策	7
4 衛生業務	8
5 医事	10
6 病院・診療所への立入検査	12
7 薬事	13
8 救急医療対策	15
9 地域医療対策	17
10 感染症対策	
(1) 感染症対策	18
(2) 結核対策	20
(3) 肝炎対策	23
(4) 風しん対策	24
(5) エイズ対策	24
(6) 梅毒・クラミジア対策	25
11 健康危機管理体制の整備	26
12 母子支援	
(1) 小児慢性特定疾病児童支援	27
(2) 不妊治療支援	28
13 難病支援	29
14 精神保健支援	31

第3 福井市保健所 生活衛生課

1 食品衛生

- (1) 食品衛生事業 _____ 34
- (2) 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発 _____ 41
- (3) 食品による健康被害等に関する対応 _____ 41

2 動物愛護管理業務

- (1) 動物取扱業への監視指導 _____ 44
- (2) 飼い主のいない猫の不妊手術費助成事業 _____ 45
- (3) 犬猫の収容や苦情相談等への対応 _____ 45

3 狂犬病予防業務

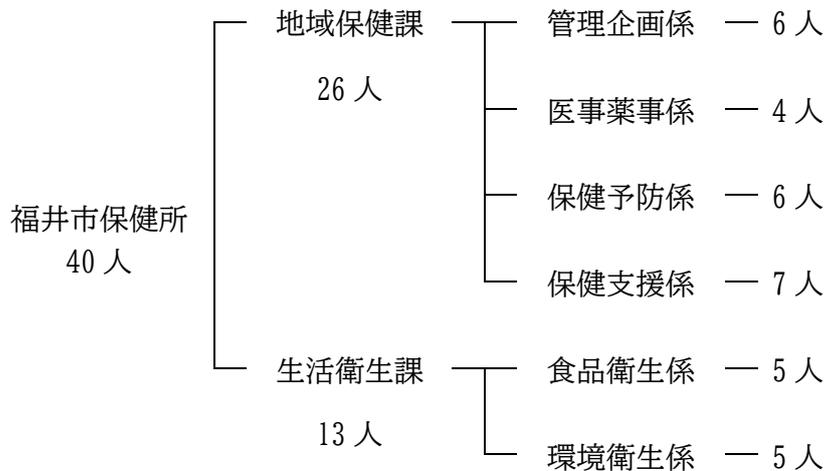
- (1) 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射 _____ 46
- (2) 咬傷事故への対応 _____ 46

4 環境衛生

- (1) 生活衛生事業 _____ 47
- (2) 浄化槽の適正な維持管理 _____ 48
- (3) 特定建築物に対する監視指導 _____ 48
- (4) 温泉利用施設に対する監視指導 _____ 49
- (5) 遊泳用プール施設に対する監視指導 _____ 49

第1 保健所の機構

(令和7年4月1日現在)



福井市保健所の事務分掌

地域保健課

- (1) 福井市保健所の管理及び運営に関すること。
- (2) 地域保健に係る統計等に関すること。
- (3) 医療機関（診療所等）に関すること。
- (4) 保健衛生関係従事者の免許に関すること。
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定する施術所に関すること。
- (6) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する施術所に関すること。
- (7) 衛生検査所に関すること。
- (8) 歯科技工所に関すること。
- (9) 骨髄バンク事業に関すること。
- (10) 医薬品、医療機器等に関すること。
- (11) 毒物及び劇物に関すること。
- (12) 健康危機管理体制の整備に関すること。
- (13) 感染症対策に関すること。
- (14) 小児慢性特定疾病対策に関すること。
- (15) 特定不妊治療費助成に関すること。
- (16) 難病の患者に対する医療等に関すること。
- (17) 精神保健福祉に関すること。
- (18) 特定給食施設等の栄養指導に関すること。
- (19) 食品表示（保健事項）に関すること。
- (20) 国民健康・栄養調査等に関すること。
- (21) 受動喫煙対策に関すること。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、医事又は薬事に関すること（他課の所管に属するものを除く）。
- (23) 救急医療に関すること。
- (24) 診療所（越廼地区）に関すること。
- (25) 聖苑に関すること。

- (26) 墓地、納骨堂等の経営の許可等に関する事。
- (27) 予防計画に関する事。

生活衛生課

- (1) 食品衛生に関する事。
- (2) と畜場に関する事。
- (3) 食鳥処理に関する事。
- (4) 食品表示（衛生事項）に関する事。
- (5) 調理師及び製菓衛生師の免許に関する事。
- (6) 狂犬病予防に関する事。
- (7) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (8) 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場及び興行場に関する事。
- (9) 家庭用品の規制に関する事。
- (10) 温泉の利用に関する事。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (12) 化製場等に関する事。
- (13) 浄化槽の設置及び管理、保守点検業に関する事。

第2 福井市保健所 地域保健課

1 保健所管理運營業務

(1) 福井市保健所運営協議会

保健、医療、福祉、衛生に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、保健所の運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

開催状況

開催日	令和6年8月22日
議 事	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市保健所の概要について ・令和5年度福井市保健所の主な事業について ・福井市保健所健康危機対処計画（感染症編）について

委員名簿（令和6年8月1日現在）

区 分	氏 名	所属・役職名
医療関係団体	笠原 善仁	福井市医師会会長
//	荻原 浩樹	福井市歯科医師会会長
//	上原 敏	福井市薬剤師会会長
//	大門 由美子	福井県獣医師会副会長
//	富士 光恵	福井県看護協会常務理事
学校関係	武本 秀教	福井市学校保健会副会長
社会福祉関係団体	大島 友治	福井市民生児童委員協議会連合会会長
事業所	村中 洋祐	福井食品衛生協会会長
学識経験者	平工 雄介	福井大学医学系部門医学領域環境保健学教授
市民	岡部 先枝	福井市食生活改善推進員連絡協議会会長
行政	小江畑 功	福井県福井健康福祉センター所長

（任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日）

(2) 厚生労働統計調査

保健衛生行政のための基礎資料とするため、国（厚生労働省）の委託により調査を実施しています。

表1 調査一覧

	調査内容	調査時期	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①	保健統計調査 (衛生行政報告例・健康増進事業報告・病院報告)	定例 (月報、年報)	○	○	○	○	○
②	三師(医師・歯科医師・薬剤師) 調査、業務従事者届	隔年	○		○		○

③	人口動態調査	毎月	○	○	○	○	○
④	国民生活基礎調査	毎年 (3年周期で大規模調査)	○	○	○ (大規模)	○	○
⑤	医療施設調査 (動態調査、静態調査)	毎月：動態調査 3年周期：静態調査	○ (静態)	○	○	○ (静態)	○
⑥	社会保障・人口問題基本調査 (出生動向・人口移動・生活と支え合い・家庭動向・世帯動態)	毎年 (5種類の調査を順番に)	○	○	○	○	対象なし
⑦	患者調査	3年周期	○			○	
⑧	受療行動調査	3年周期	○			○	

(3)医療従事者等の免許申請

各種免許について円滑な交付・変更手続きが行えるよう、市保健所において申請受付を行っています。

表2 申請受付数（新規・書換・訂正・再交付・抹消）

(件)

免許種別		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医務関係	医師	60	48	43	42	60
	歯科医師	2	4	5	9	7
	薬剤師	30	21	31	32	42
	保健師	37	47	46	44	50
	看護師	183	216	185	254	208
	助産師	12	10	7	9	12
	臨床検査技師	9	13	11	17	13
	診療放射線技師	8	6	13	11	3
	理学療法士	25	28	23	35	34
	作業療法士	18	24	11	19	21
	視能訓練士	3	0	2	0	3
	衛生検査技師	0	0	0	1	0
	准看護師	7	10	18	13	13
	計	394	427	395	486	466
栄養士関係	管理栄養士	45	45	57	26	42
	栄養士	37	42	21	31	37
	計	82	87	78	57	79
計		476	514	473	543	545

2 栄養管理支援

(1) 栄養管理支援事業

「健康増進法」第18条第2項に基づき、保健所の栄養指導員が給食施設の栄養管理業務担当者のスキルアップを目的とした研修や情報提供を行い、施設利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進しています。また、規模の大きな特定給食施設※を中心に巡回指導を行い、適切な栄養管理の実施及び管理栄養士・栄養士の配置を推進しています。

※ 特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

表3 特定給食施設巡回指導実施状況

		学校	病院	介護老人 保健施設	介護 医療院	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	その他	小計	合計	
令和2 年度	対象 施設数	特定	58	19	9	0	19	61	3	2	171	377
		その他	23	8	5	1	74	33	10	52	206	
	指導 実績	特定	30	19	0	0	0	36	0	0	85	107
		その他	2	8	0	0	1	9	0	2	22	
3 年度※	対象 施設数	特定	57	19	9	0	19	61	3	2	170	382
		その他	24	8	5	1	74	33	11	56	212	
	指導 実績	特定	0	19	0	0	0	0	0	0	19	27
		その他	0	8	0	0	0	0	0	0	8	
4 年度※	対象 施設数	特定	56	19	9	0	19	64	3	2	172	384
		その他	24	8	5	1	75	33	11	55	212	
	指導 実績	特定	27	19	0	0	0	0	0	0	46	63
		その他	9	8	0	0	0	0	0	0	17	
5 年度	対象 施設数	特定	56	18	9	1	19	64	3	2	172	383
		その他	22	9	6	0	74	32	11	57	211	
	指導 実績	特定	11	18	0	0	0	37	0	0	66	80
		その他	2	9	0	0	0	3	0	0	14	
6 年度	対象 施設数	特定	56	18	9	1	19	62	3	2	170	380
		その他	22	9	6	0	73	37	11	52	210	
	指導 実績	特定	16	18	2	0	5	14	3	0	58	116
		その他	8	9	1	0	16	18	0	6	58	

※ 令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため縮小（一部、書面審査にて実施）

表4 集団指導(研修会等)実施状況

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内 容	中止※	研修会 (1回100人)	中止※	—	—

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

(2)食品表示(栄養成分表示)等の推進

平成27年4月に「食品表示法」が施行されたことから、法令の周知活動を行うとともに、栄養成分表示の相談窓口を開設し、事業者の取り組みを支援しています。また、「健康増進法」に基づく虚偽誇大表示等についても指導助言を行っています。

表5 法令の周知活動

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内 容	チラシ郵送 (4,000通)	講習会等での周知 (1回64人)	窓口等での周知 (28人)	窓口等での周知 (140人)	窓口等での周知 (16人)

表6 食品表示法(栄養成分表示)及び健康増進法(虚偽誇大表示等の禁止)の相談対応状況 (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
食品表示法 (栄養成分表示)	92	51	26	39	14
健康増進法 (虚偽誇大表示等)	1	5	4	1	6

(3)国民健康・栄養調査

「健康増進法」第10条に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基礎資料を作成するため、市が国(厚生労働省)からの委託を受け、国民の身体状況や栄養摂取量、生活習慣の状況を明らかにする調査に関する事務を行います。

表7 実施状況

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(大規模)		
対象地区	中止※	中止※	萩郷2ヶ町	湊3丁目	長本町	福新町	定正町
対象世帯数	—	—	30	26	26	39	78

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

3 受動喫煙対策

「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、望まない受動喫煙を防止するため、事業者に対し、施設の区分に応じ施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するなどの改正内容について、周知啓発及び相談指導等を行います。

周知啓発

- ・チラシの配布 市保健所窓口、市関係所属等
- ・事業者向けポスターの配布 福井商工会議所、各商工会、市関係所属等
- ・メディア等 ケーブルテレビ（行政チャンネルCM）、市ホームページ

表8 相談等対応状況 (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	55	26	22	18	20

表9 喫煙可能室※設置施設の届出状況 (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規	76	0	0	0	2
変更	1	0	0	0	0
廃止	1	0	1	0	1

※令和2年4月1日時点で営業している経営規模の小さな飲食店においては、事業継続に影響があることから、施設の全部、または一部に喫煙可能室の設置が可能とされている。喫煙可能室では、喫煙のほか飲食も可能。令和2年4月2日以降の新規営業店舗は届出対象外

4 衛生業務

(1) 聖苑の管理運営

墓地埋葬等に関する法律に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく火葬業務等を行っています。

表10 聖苑の利用状況

		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
市内	満12歳以上（人）	2,941	3,067	3,341	3,247	3,352
	満1歳以上12歳未満（人）	3	5	0	0	4
	満1歳未満・死胎児（人）	50	40	49	46	38
	身体の一部・産汚物含む（件）	14	19	30	20	11
	霊安室	11	17	18	20	28
	式場（件）	99	99	83	72	54
	待合室 和（件）	460	460	499	576	615
	待合室 洋（件）	122	143	118	105	133
市外	満12歳以上（人）	216	264	262	258	248
	満1歳以上12歳未満（人）	1	0	0	0	0
	満1歳未満・死胎児（人）	11	8	6	1	9
	身体の一部・産汚物含む（件）	9	11	14	9	6
	霊安室	3	3	0	1	4
	式場（件）	2	2	3	2	4
	待合室 和（件）	42	48	50	52	65
	待合室 洋（件）	10	8	14	11	5
合計	満12歳以上（人）	3,157	3,331	3,603	3,505	3,600
	満1歳以上12歳未満（人）	4	5	0	0	4
	満1歳未満・死胎児（人）	61	48	55	47	47
	身体の一部・産汚物含む（件）	23	30	44	29	17
	霊安室	14	20	18	21	32
	式場（件）	101	101	86	74	58
	待合室 和（件）	502	508	549	628	680
	待合室 洋（件）	132	151	132	116	138

(2) 墓地等の経営許可等

墓地、納骨堂等の経営の許可等を行っています。

表11 墓地経営に係る申請状況 (件)

	墓地			納骨堂			火葬場		
	新規	変更	廃止	新規	変更	廃止	新規	変更	廃止
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3年度	1	1	0	0	1	0	0	0	0
4年度	1	1	0	1	0	0	0	0	2
5年度	3	0	0	0	0	0	0	0	2
6年度	0	1	0	1	0	1	0	0	111※

表12 墓地、納骨堂及び火葬場の件数 (件)

経営主体	墓地	納骨堂	火葬場※
地方公共団体	6	0	1
公益法人	0	0	0
宗教法人	135	119	0
地縁による団体	257	0	114
個人	2	0	0
合計	400	119	115

※令和6年度に墓地台帳（紙台帳）の整理及び火葬場の実態調査を行ったところ、数が増減した。

(3)墓地埋葬法第9条に規定する死亡人に関する取扱い

「墓地、埋葬等に関する法律」第9条第1項において、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と規定されていることから、当該死亡人が発生した場合の葬祭執行に係る取扱いを行っています。

業務内容

- ア 病院、警察等関係機関との対応
- イ 当該死亡人に係る親族の調査及び連絡
- ウ 火葬執行人が不在の場合、死体の火葬の実施

表13 福井市火葬執行状況

令和2年度	13件
3年度	12件
4年度	24件
5年度	19件
6年度	19件

5 医事

(1) 医療施設の状況

診療所、歯科診療所または助産所の開設や構造設備（診察室、給食施設等）、診療科目等を変更する場合には、「医療法」に基づく許可または届出が必要となります。

表14 申請・届出件数 (件)

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		
	一般診療所	歯科診療所	一般診療所	歯科診療所	一般診療所	歯科診療所	一般診療所	歯科診療所	一般診療所	歯科診療所	
施設数 (年度末)	267	140	268	137	265	137	262	133	262	132	
届出数	開設許可	7	1	11	5	15	4	7	1	10	3
	開設届	14	5	8	4	22	7	9	1	11	5
	使用許可	0	0	1	0	7	0	3	0	2	0
	変更許可	12	0	3	0	8	1	7	0	9	4
	変更届	47	19	42	12	46	10	46	15	50	16
	廃止休止再開届	13	4	15	7	27	11	15	9	14	6
	その他	60	16	66	38	101	47	83	35	62	34
	合計	153	45	146	66	226	80	170	61	158	68

(2) 医療安全相談

医療に関する悩みや心配事について、公平・中立な立場で相談を伺い、医療機関とよりよい信頼関係が築けるよう福井市医療安全相談窓口を設置しています。

表15 相談件数 (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	20	22	17	52	28

(3) 施術所

施術所を開設する場合や構造設備等を変更する場合には、「柔道整復師法」または「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（あはき法）に基づく届出が必要となります。

表16 届出件数（滞在業務は除く） (件)

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		
	柔道整復師法	あはき法									
施設数 (年度末)	118	190	117	192	118	189	115	189	117	191	
届出数	開設届	6	7	4	5	5	1	1	2	5	7
	変更届	10	11	11	12	7	10	9	8	2	6
	廃止届	3	2	6	4	4	2	4	2	4	5

(4)医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師及び業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。市ではそれらの届出を受理し、審査を行っています。

表17 医師・歯科医師・薬剤師数（令和4年12月31日現在）（人）

	医師		歯科医師		薬剤師	
	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対
福井市	1,004	389.1	193	74.8	687	266.3
福井県	2,132	283.1	446	59.2	1,500	199.2
全 国	343,275	274.7	105,267	84.2	323,690	259.1

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

表18 看護職・歯科衛生・歯科技工士就業数（令和4年12月31日現在）（人）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	179	139	4,654	894	326	97
福井県	528	258	9,555	2,504	734	243
全 国	60,299	38,063	1,311,687	254,329	145,183	32,942

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」

(5)骨髄等提供ドナー支援制度

骨髄等の提供の促進に寄与することを目的として、ドナーやドナーが勤務する事業所に対し助成金を交付しています。

表19 助成金交付件数（令和2年度から開始）（件）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ドナー	4	5	1	0	1
事業所	1	1	1	0	1

6 病院・診療所への立入検査

(1)医療施設の立入検査の状況

「医療法」第25条第1項の規定に基づき、科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施しています。

表20 立入施設数

施設区分	実施頻度	令和2年度※	3年度※	4年度※	5年度	6年度
病院	1回/年	27	27	27	27	27
有床診療所	1回/3年	0	0	0	8	10
無床診療所	1回/5年	0	0	0	49	51
歯科診療所		0	0	0	16	14
合計		27	27	27	100	102

※ 令和2～4年度については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ立入検査は病院のみを対象に、原則として書面審査にて実施。診療所への立入検査は延期

7 薬事

(1) 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の販売をする場合には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、許可・届出が必要となります。

市内の施設に対し、開設時などの通常監視指導のほか、医薬品等一斉監視指導、医療機器等一斉監視指導の各強化期間に監視指導を実施しています。薬局開設者等に対しては、医薬品等の品質管理や適切な情報提供、薬剤師等の配置などについて指導しています。また、医療機器販売業者に対しては、販売管理体制などについて指導しています。

表21 薬事関係施設数および監視数

			令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)								
医薬品	薬局	総数	117	31	122	38	122	23	126	32	133	44
		薬局製造販売 医薬品製造業	8	0	7	3	7	1	6	0	4	0
		薬局製造販売医 薬品製造販売業	8	0	7	3	7	1	6	0	4	0
	店舗販売業	76	20	85	43	87	18	87	32	97	39	
医療機器	販売 貸与業	高度管理 医療機器	104	19	112	16	115	41	120	24	130	21
		管理医療 機器	321	12	328	2	328	0	333	0	338	0
	販売業 のみ	高度管理 医療機器	117	21	116	26	112	30	112	20	109	29
		管理医療 機器	387	6	399	2	428	1	443	0	432	0
	貸与業 のみ	高度管理 医療機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		管理医療 機器	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
合 計			1,139	109	1,177	133	1,207	115	1,234	108	1,248	133

(2) 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合には、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録・届出が必要となります。また、特定の業種については、毒物または劇物を業務上取扱うことについても届出が必要となります。

市内の施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な監視指導を行っています。

表22 毒物劇物関係施設数および監視数

		令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)								
毒物 劇物 販売業	一般	164	12	163	25	160	36	159	36	156	21
	農業用品目	19	2	19	2	17	1	17	1	16	6
	特定品目	9	0	10	0	10	6	9	3	9	0
業務上 取扱者	電気メッキ業	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
	金属熱処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運送業	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
合 計		199	14	199	27	194	43	192	40	188	27

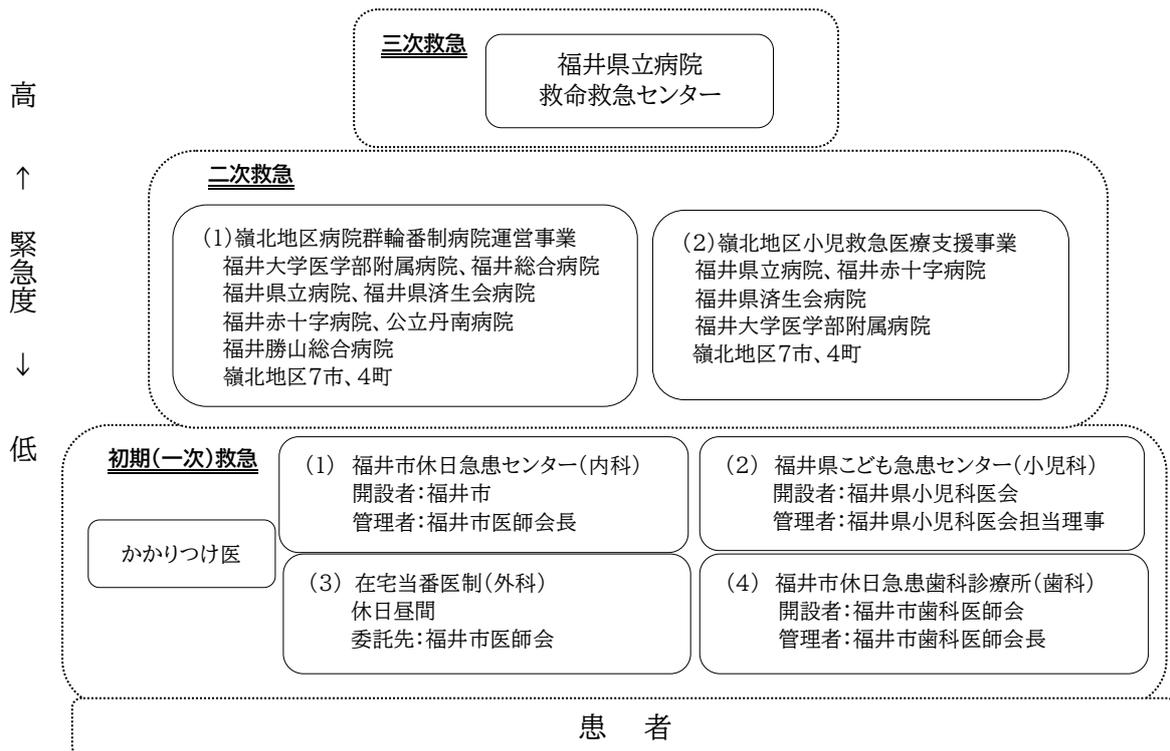
8 救急医療対策

(1) 救急医療体制

比較的軽症の救急患者に対する外来での初期（一次）救急医療を提供するため、市休日急患センター（内科）を運営するとともに、市休日急患歯科診療所および在宅当番医（外科）による医療体制を整備しています。また、県子ども急患センターの運営を支援しています。

重症患者に対する二次救急医療体制として、嶺北地区病院群輪番制病院の運営および嶺北地区小児救急医療の運営を支援しています。

< 救急医療体系図（令和7年度） >



・福井市休日急患センター

所在地 福井市城東4丁目14-30 福井市健康管理センター東隣1階
診療科 内科
診療日 土曜日（19時～23時）
日曜・祝日・振替休日・年末年始（9時～18時（12月～2月は23時）まで）

・福井市休日急患歯科診療所

所在地 福井市大願寺3丁目4-1 福井県歯科医師会館内
診療日 日曜・祝日・振替休日・お盆・年末年始（9時～17時（12時～13時を除く））

表23 休日急患センター・休日急患歯科診療所利用状況

			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
休日急患 センター	土曜日 19時～23時	日数(日)	50	51	50	50	50
		内科(人)	124	147	499	535	555
	休日※ ¹ 9時～23時	日数(日)	71	71	71	72	72
		内科(人)	1,115	1,623	5,365	5,237	5,652
	利用者合計			1,239	1,770	5,864	5,772
休日急患 歯科診療 所	休日※ ² 9時～17時	歯科(人)	776	843	850	986	1,207

※1 日曜日・祝日・12月30日～1月3日、3月～11月の内科診療時間は9時～18時

※2 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日

表24 休日急患センター利用者の主な疾病疾患

(人)

		令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
内科受診者数		1,239		1,770		5,864		5,772		6,207	
内 訳	呼吸器系疾患	545	(44.0)	806	(45.5)	1,050	(17.9)	1,593	(27.6)	1,829	(29.5)
	消化器系疾患	29	(2.3)	361	(20.4)	310	(5.3)	392	(6.8)	539	(8.7)
	皮膚・皮下組織疾患	92	(7.4)	101	(5.7)	90	(1.5)	127	(2.2)	147	(2.4)
	その他	573	(46.3)	502	(28.4)	4,414	(75.3)	3,660	(63.4)	3,692	(59.4)

表25 在宅当番医療機関利用状況

(人)

		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
診療日時	診療科目	971	938	1,058	1,142	1,439
日曜・祝日・振替休日・年末年始 9時～17時	外科					

9 地域医療対策

(1) 医療関係団体との連携

地域医療を支える市医師会、市歯科医師会との連携と保健事業等に関する協議を行うとともに、健康づくり啓発事業等への活動補助を実施しています。

(2) 診療所(越廼地区)への支援

越廼地区は福井市の南西に位置し、東西 1.8km、南北 8.1km と細長く、総面積は 15.31k m² あり、約 8 割が林野で占められています。人口は 948 人で、65 歳以上の高齢化率は 53.48% となっており、少子高齢化が顕著な地区です。(令和 6 年 4 月 1 日現在)

地域医療の安定した確保のため、越廼地区の診療所への運営支援を行っています。

・越廼診療所

名 称	こしの医院
所在地	福井市蒲生町 1-91-1
診療科	内科、外科、リハビリテーション科、泌尿器科
診療時間	9 時～18 時 30 分 (休診日：木曜、土曜 16 時以降、日曜)
開設者	医療法人佑向会 理事長 高橋 雅彦

・越廼歯科診療所(令和 7 年 4 月 1 日現在)

所在地	福井市菜崎町 1-68 (越廼公民館 2 階)
診療時間	水曜日 14 時～18 時
開設者	一般社団法人 福井市歯科医師会
管理者	村崎 敏也先生 (村崎歯科医院 院長)

10 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、医師や獣医師、指定医療機関からの発生届出を受理し、感染症のまん延防止のために迅速かつ的確に対応するほか、患者に対する適切な医療の提供を図ります。また、正しい知識の普及啓発や検査・相談、感染症発生動向調査などにより、感染症の発生予防及びまん延防止に努めています。

(1) 感染症対策

ア 感染症発生届出状況

「感染症法」に基づく発生届出があった際は、必要に応じ、感染経路を究明し、感染拡大防止のため、感染源との接触状況や発症までの行動等を迅速に調査します。なお、1類から3類感染症及び新型インフルエンザ等感染症については、就業制限や行政検査として接触者の健康診断等を実施します。

表26 感染症発生届出状況（各年1月1日～12月31日） (件)

感染症発生届出疾患		令和2年	3年	4年	5年	6年
1類		0	0	0	0	0
2類	結核※1	27	25	16	19	24
3類	細菌性赤痢	0	0	0	1	0
	腸管出血性大腸菌感染症	7	7	5	5	1
4類	E型肝炎	2	1	2	0	1
	つつが虫病	1	0	0	0	0
	日本紅斑熱	0	1	0	0	0
	レジオネラ症	9	5	5	5	6
5類	アメーバ赤痢	1	0	0	0	1
	ウイルス性肝炎	1	0	1	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	9	0	2	1	1
	急性脳炎	1	1	0	2	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	1	0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	3	5	6
	ジアルジア症	0	0	0	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0	1	1	3
	侵襲性肺炎球菌感染症	7	5	8	7	13
	水痘（入院例）	2	1	0	0	3
	梅毒	8	18	44	26	24
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	0	1	0
	百日咳	3	0	0	2	2
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	186	1,041	40,453※2	—※3	—※3

※1 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した者を含む（令和2年:2件、令和3年:1件、令和4年:1件、令和5年:0件、令和6年:0件）

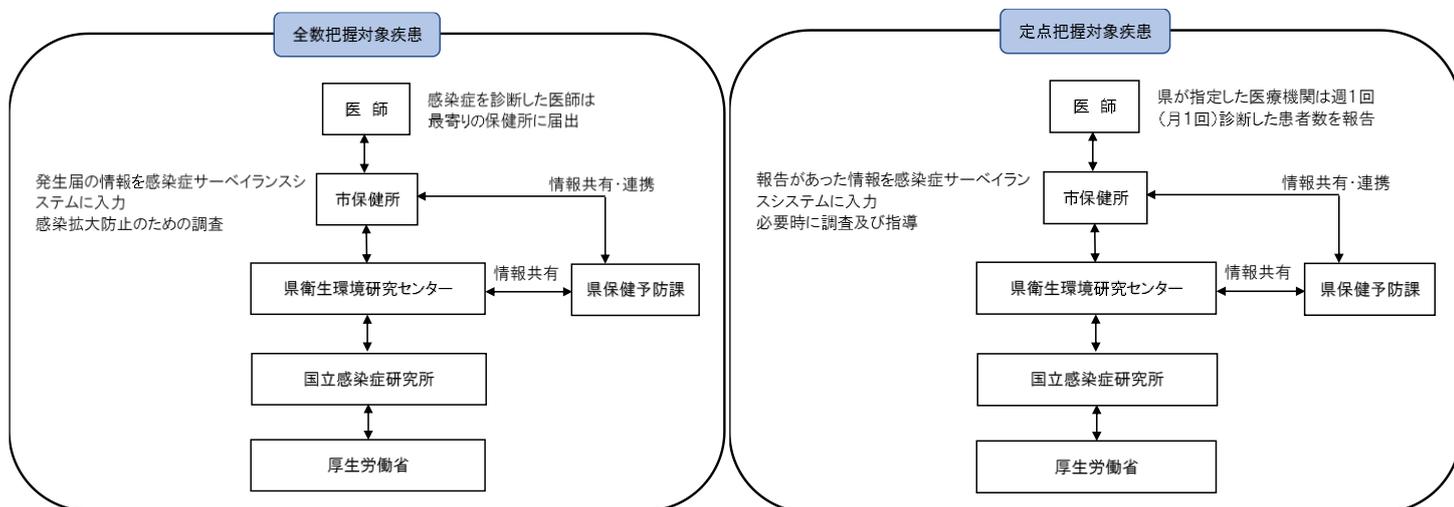
※2 令和4年9月26日の全数把握見直しにより市単位の感染者数の把握はできなくなった

※3 令和5年5月8日の5類移行に伴い、指定届出機関からの定点把握に変更となった

イ 感染症発生動向調査

「感染症法」に基づき、あらかじめ法律で定められた感染症について診断した医師からの報告をもとに感染症の発生状況を把握・分析し情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止するものです。

1類感染症から4類感染症と、5類感染症のうち全数把握対象疾患^{※1}については全ての医療機関から発生情報を収集し、5類感染症のうち定点把握対象疾患^{※2}については県が指定した医療機関から発生情報を収集しています。なお、福井県衛生環境研究センターが県下全域の結果を分析・公表し、市では市内の医療機関や市内の関係所属等へ情報提供をしています。



※1 定点把握対象疾患を除いた24疾患

※2 小児科定点(10疾患)、基幹定点(8疾患)、性感染症定点(4疾患)、眼科定点(2疾患)、インフルエンザ/新型コロナウイルス感染症定点(2疾患)の計26疾患

ウ 感染症に関する普及啓発研修会

結核及びその他の感染症に関する研修会を通じて、正しい知識の普及を図り感染症の発生予防及び感染拡大防止に努めています。

表27 実施状況

(人)

開催日	対象者	内容	参加者数
令和6年 7月26日	保育園・幼稚園・認定 こども園の保育士等	「児童福祉施設等における感染症対策」	32
6月14日 9月30日	高齢者施設の職員	「高齢者施設における感染症対策」	25

エ 感染症診査協議会

感染症の診査に関する協議会を設置し、症状が急性で、迅速かつ的確な対応が必要とされる1類感染症、2類感染症等の患者の入院及び医療費公費負担の必要性について、学問的、専門的及び法律的観点から診査します。

市では、福井県感染症診査協議会の結核部会委員8名に福井市感染症診査協議会委員を委嘱し、県と合同で協議会を開催しています。

表28 診査件数

(件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
入院勧告	807	2,367	4,824	222	20
公費負担	39	42	26	22	45

(2)結核対策

ア 結核登録状況

結核と診断した医師から保健所へ結核発生届出があった際は、患者として登録し、服薬支援の他、医療費の公費負担、治療終了後の再発の有無の確認等、患者の管理を行い、結核のまん延防止を図ります。

表29 新登録患者数（各年1月1日～12月31日） (人)

内 訳		令和2年	3年	4年	5年	6年		
活動性 結核	総数	21	19	7	11	15		
	肺結核 活動性	総数	13	16	3	6	9	
		喀痰塗 抹陽性	初回治療	6	6	2	2	4
		再治療	2	0	0	0	0	
		その他の結核菌陽性	5	7	0	4	5	
	菌陰性・その他	0	3	1	0	0		
肺外結核		8	3	4	5	6		
潜在性結核感染症		4	5	8	8	9		

表30 新登録患者病類別年齢別（各年1月1日～12月31日） (人)

年次 年代	令和2年		3年		4年		5年		6年	
	活動性 結核	潜在性 結核 感染症	活動性 結核	活動性 結核	潜在性 結核 感染症	潜在性 結核 感染症	活動性 結核	潜在性 結核 感染症	活動性 結核	潜在性 結核 感染症
0～9歳	0	0	0	1	0	1	0	2	0	1
10歳代	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	1	0	1	0	0	1	3	3	2	2
30歳代	0	1	1	1	0	0	0	1	0	2
40歳代	0	2	2	0	0	1	0	0	0	1
50歳代	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
60歳代	2	1	1	0	1	2	0	0	1	1
70歳代	6	0	7	3	4	1	2	0	3	2
80歳代	9	0	3	0	1	1	4	2	3	0
90歳以上	1	0	2	0	1	0	2	0	5	0
合 計	21	4	19	5	7	8	11	8	15	9

イ 接触者の健康診断

結核患者の接触者に対して健康診断を行い、感染者及び発病者を発見し治療につなげます。

表31 実施状況 (人)

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象者数		78	119	58	71	287
受診者数		78	109	58	69	287
受診率 (%)		100	91.6	100	97.2	100
受診会場	保健所	57	87	30	55	220
	医療機関	21	22	28	14	67
検査項目 ※	X線検査	16	17	14	12	65
	喀痰検査	2	6	2	0	0
	ツ反	5	6	2	0	0
	IGRA検査	62	3	44	57	220
診察※	初診	3	9	2	3	64
	再診	13	7	5	4	1

※委託先以外で受診した場合は、検査項目・診察に数を含めない。

ウ 結核患者の管理検診

治療終了者に対して、再発の起こりやすい治療終了後2年間は6か月に1回、胸部レントゲン検査等の検診を行い、再発の早期発見を図ります。

表32 実施状況 (人)

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象者数		86	47	27	39	24
受診者数		82	31	27	37	24
受診率 (%)		95.3	66	100	94.9	100
検査項目※	喀痰	3	1	1	0	0
	X線検査	82	31	26	37	4
診察※	初診	5	4	1	1	1
	再診	8	3	1	2	1

※委託先以外で受診した場合は、検査項目・診察に数を含めない。

エ 地域DOTSによる支援(直接服薬確認療法※)

結核のまん延防止及び多剤耐性結核の発生防止を目的として、結核患者が確実に抗結核薬を服用できるよう訪問等による服薬支援を行います。

※ 患者が処方された薬剤を服用するところを直接確認し、患者が治癒するまでその経過を確認すること

表33 実施状況

(件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実人数	23	16	20	24	32
延べ人数	112	81	85	264	172

オ 結核定期健康診断

学校、医療機関、社会福祉施設等は、結核の定期健康診断を行い、その所在地を管轄する保健所に受診者数等を報告することが義務付けられています。結核の罹患率が高い高齢者等や、結核を発病すると周囲に感染させるおそれのある業務の従事者等に対し健康診断を実施することにより、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としています。

また、結核の定期健康診断の実施を促すため、私立学校、社会福祉施設に対し健康診断費用の3分の2を補助しています。

表34 実施状況

(人)

	令和2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
	間接撮影者数	直接撮影者数	喀痰												
事業者※	2,151	11,266	0	1,293	9,601	56	1,655	11,080	1	2,109	12,878	2	1,238	13,767	6
学校	2,664	2,797	0	2,297	2,922	0	3,250	1,069	0	2,784	2,505	0	2,661	2,357	0
社会福祉施設	792	1,352	8	549	1,224	13	461	1,524	1	488	1,633	0	141	1,451	0
住民健診	7,630	0	0	8,283	0	0	8,600	0	0	8,870	0	40	9,234	0	34
合計	13,237	15,415	8	12,422	13,747	69	13,966	13,673	2	14,251	17,016	42	13,274	17,575	40

※学校、医療機関、社会福祉施設等において業務に従事する者

カ 結核予防普及啓発

結核の発生予防及びまん延防止を図るため、結核に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

表35 実施状況

開催日	対象者	内容	参加数
随時	外国人	転入届出時のチラシ配布	—
通年	高齢者施設管理者	結核の早期発見・早期治療を目的としたチラシ配布	6施設

(3) 肝炎対策

肝炎ウイルスの感染者を早期に発見するため、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するとともに、相談や陽性者フォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ります。

ア 肝炎ウイルス検査及び相談

市内医療機関のほか、市保健所のH I V抗体検査実施日に合わせて、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

表36 検査・相談実施状況 (人)

			令和2年度※	3年度※	4年度※	5年度	6年度
検査 件数	医療 機関	B型のみ	4	1	0	0	2
		C型のみ	0	0	0	0	1
		B型及びC型	93	157	127	151	126
	保健 所	B型のみ	0	0	0	1	0
		C型のみ	0	0	0	0	0
		B型及びC型	13	8	8	79	95
相談 件数	B型	154	220	237	466	529	
	C型	36	73	18	162	256	

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小した

イ 陽性者フォローアップ

肝炎ウイルス検査の他、健康増進事業における肝炎ウイルス検診等により、B型又はC型肝炎ウイルスに感染していることが判明し、保健所からの確認に同意をした方を対象に、調査票を郵送し医療機関の受診状況や診療状況を確認します。

表37 検査・相談実施状況 (人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
フォローアップ実施者数	10	4	4	6	7

ウ 肝炎治療医療費助成及び肝がん・重度肝硬変研究促進事業申請事務

B型及びC型肝炎医療費助成事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査及び定期検査費用の助成について申請窓口を設置し、県への進達事務を行っています。

表38 申請件数 (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
インターフェロンフリー治療	22	21	15	16	16
核酸アナログ製剤治療	10	9	10	11	9
核酸アナログ製剤治療(更新)※	103	225	212	212	195

初回精密検査	10	5	6	2	7
定期検査	4	0	6	2	0
肝がん・重度肝硬変	4	8	8	3	12
肝がん・重度肝硬変（更新）	1	0	6	1	5

※ 核酸アナログ製剤治療（更新）は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方について、有効期間を1年間延長する措置が取られたことから、申請数が減少している

(4)風しん対策

風しんの予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して実施することで、妊婦が風しんに感染すると胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防し、風しんの感染予防及びまん延防止を図っています。

表39 風しん抗体検査実施状況 (人)

	妊娠を希望する女性	妊娠を希望する女性の 配偶者等の同居家族	風しんの抗体価が低い妊 婦の配偶者の同居家族	合 計		
	受検者数	受検者数	受検者数	受検者数	低抗体価数	予防接種者数
令和 2年度	257	62	11	330	128	68
3年度	265	50	9	324	156	58
4年度	169	41	6	216	102	44
5年度	153	47	8	208	71	43
6年度	144	34	10	188	66	35

(5)エイズ対策

ア HIV抗体検査・エイズ相談

日中と夜間に検査を実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

表40 検査及び相談実施状況

		令和2年度※		3年度※		4年度※		5年度		6年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
検 査 件 数	通常検査 (日中)	0	0	0	0	0	0	10	36	18	64
	即日検査	7	27	8	25	5	17	10	32	-	-
	通常検査 (夜間)	0	0	2	4	0	0	10	51	10	42
	合 計	7	27	10	29	5	17	30	119	28	106
相談件数		89		81		61		258		297	

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小した

※ 令和6年4月から、検査の精度の担保や陽性者のサポートの強化を図ることを目的に、迅速

検査を廃止した。

イ 周知啓発

H I V抗体検査について、必要な人が受検できるよう周知を図ります。

- ・市ホームページ
- ・エイズ関連情報サイトへの掲載（H I V検査・相談マップ、エイズ予防情報ネット）

(6)梅毒・クラミジア対策

近年増加傾向にある性感染症の早期発見・早期治療に繋げるため、令和5年度から梅毒検査、令和6年度から性器クラミジア検査を実施しています。

ア 梅毒検査及び相談

保健所のH I V抗体検査実施日に合わせて、梅毒検査を実施しています。また、電話相談も随時実施しています。

表41 梅毒・クラミジア検査及び相談実施状況

		令和5年度		6年度	
		回数	人数	回数	人数
梅毒	通常検査(日中)	16	59	18	57
	通常検査(夜間)	10	50	10	39
	合計	26	109	28	96
	相談件数	236		283	
クラミジア	通常検査(日中)	-	-	15	45
	通常検査(夜間)	-	-	8	28
	合計	-	-	23	73
	相談件数	-		227	

イ 性器クラミジア検査及び相談

保健所のH I V抗体検査実施日に合わせて、性器クラミジア検査を実施しています。また、電話相談も随時実施しています。

ウ 周知啓発

検査が必要な人が受検できるよう検査について周知を図ります。

- ・市ホームページ
- ・報道機関投げ込み
- ・啓発ティッシュ配布

11 健康危機管理体制の整備

「地域において発生しうる健康危機について、迅速かつ適切な対応が図れるよう、感染症や災害発生時における対応手順書の作成、訓練や人材の育成、必要な機器及び機材の配備等を行い、健康危機管理体制の整備を図っています。

項目	内容
計画	<ul style="list-style-type: none">・感染症予防計画（令和5年度）・新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年度）・健康危機対処計画（令和5年度）
研修・訓練	<ul style="list-style-type: none">・国の保健所災害対応研修に参加・国の感染症・IHEAT 管理者マネジメント研修に参加・県の新型インフルエンザ等対策訓練に参加・県の家畜防疫演習の連絡訓練に参加・県の原子力防災訓練（スクリーニング・簡易除染）に参加・県の原子力防災訓練（安定ヨウ素剤緊急配布）に参加
機器及び機材の配備	<ul style="list-style-type: none">・令和元年度に配備 （感染症患者移送車、車いす型アイソレーター、ストレッチャー型アイソレーター、パルスオキシメータ等）

12 母子支援

(1) 小児慢性特定疾病児童支援

小児慢性特定疾病とは、18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満）の者が、その疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、生命に危険が及ぶおそれがあるもので療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病です。令和7年4月に対象となる疾患は、801疾病となりました。

ア 小児慢性特定疾病医療費助成事業

「児童福祉法」に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、疾患の治療方法の確立と普及、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成しています。医療費支給認定時の診断書は指定医が作成し、医療費助成の対象となる医療は指定医療機関が提供します。

なお、指定医及び指定医療機関は、申請に基づき市が指定します。

表42 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 (人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定数	244	215	199	183	168

表43 指定小児慢性特定疾病医療機関 (施設数)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
病院・診療所	49	49	49	47	46
歯科	8	8	8	7	7
薬局	98	105	109	111	123
訪問看護ステーション	23	24	24	28	30

表44 小児慢性特定疾病指定医 (人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指定医	168	166	175	182	165

イ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

「児童福祉法」に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、自立支援員や保健師等が児童等及びその家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

表45 相談・訪問指導件数 (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
面接相談	9	24	24	19	43
電話相談	80	19	23	48	74
訪問指導	16	37	7	2	59

表46 講演・相談会

(人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度		6年度	
内 容	中止※	中止※	中止※	ミニ講座 (1回)	個別相談会 (1回)	ピアカウンセリング (1回)	個別相談会 (1回)
参加者数	—	—	—	2	1	9	2

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

ウ 人工呼吸器装着等小児慢性特定疾病児童等の災害時支援

人工呼吸器装着等の医療ニーズの高い医療的ケア児に対し、災害時の対応が適切に対応できるよう、患者・家族の同意を得た上で、主治医、訪問看護ステーション等との相談の上、災害時個別対応マニュアルを作成しています。

表47 小児慢性特定疾病児童等の災害時個別対応マニュアルの対象者数及び作成状況

年度末現在		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象者 (人)	人工呼吸器装着	7	10	7	8	10
	気管切開	4	8	5	4	1
	合計	11	18	12	12	11
増減内訳		新規4 死亡1	新規9 死亡2	新規2 死亡3 喪失,改善3※1 年令到達2	新規3 年齢到達3	必要時人工呼吸器使用2,対象外1※2
作成済数		4	5	7	4	11

※1改善：難病枠外移行、人工呼吸器離脱

※2気管切開4人のうち2人が必要時人工呼吸器使用となり、1人がADL自立のため対象外となった。

(2)不妊治療支援

「特定不妊治療費助成事業」は平成16年度から、「男性不妊治療費助成事業」は平成29年度から（どちらも費用の一部助成）を実施していた。また、平成30年度まで、福井健康福祉センター（県）が国・県の助成窓口、福井市健康管理センターが市の助成窓口であったが、平成31年4月の中核市移行に伴い、市民がワンストップで手続きを行えるよう、福井市保健所に窓口を一本化した。

令和4年4月からは保険適用され、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）や男性不妊治療（単内精子採取術）の窓口負担額は治療費の3割になり、さらに高額療養費の支給対象となった。令和4年度からの「特定不妊治療費助成事業」は、保険適用の治療や保険適用回数終了後の治療、先進医療や国が審議中の技術と併せて実施される治療に対する自己負担部分について一部助成している。令和7年度より、福井市単独事業として、保険適用回数終了後等の先進医療にかかる費用の助成や不妊不育のこころの相談等を実施する。

表48 特定不妊治療費助成件数

(延べ件数)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成件数	492 (2)	670 (6)	367 (5)	640 (1)	675 (1)

()内は男性不妊件数

13 難病支援

(1) 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況

難病は、原因が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病で、長期療養が必要と考えられています。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定された指定難病の患者に対し、特定医療費の支給認定のための申請窓口を設置し、県への進達事務を行っています。

令和7年4月に対象となる疾病数は、348疾病となりました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、支給認定の有効期間が延長されたため、更新申請がありませんでした。

表49 申請状況 (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規	282	316	327	320	335
変更	915	1,414	1,305	866	901
更新	-	1,872	1,921	1,971	2,036

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

患者及び家族の療養上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援が実施できるよう、地域の関係機関や庁内関係課等と連携しています。

ア 医療相談事業

患者及び家族の療養上の不安解消を図るため、難病に関する正しい知識の普及と医師等専門職の相談を受ける機会を設けています。

表50 医療相談事業実施状況 (人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
内容	個別相談(1回)	中止※	中止※	個別相談(2回)	講演会(1回)	個別相談(1回)
参加者数	4	-	-	6(延べ数)	44	11(延べ数)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

イ 相談・訪問指導事業

医療・保健・福祉・介護等に関する支援を必要とする患者及び家族が抱える日常生活や療養上の不安解消を図るため、保健師等が訪問等により相談に応じています。

表51 相談・訪問指導件数 (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
面接相談	73	178	219	297	337
電話相談	100	27	16	51	38
訪問指導	34	14	2	11	16
ケア会議	9	0※	0※	2	2
連絡調整	82	0	0	14	1

※令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためケア会議を中止した

ウ 難病対策地域協議会

難病患者等支援に携わる各分野の代表者が、地域における難病患者等への支援体制について、関係部局及び関係機関と情報を共有し、地域の実情に応じた体制が構築できるよう協議等を行っています。

表52 開催状況

開催日	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数	1回	中止※	1回	1回	1回
参加者数	10人	—	10人	10人	10人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

エ 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

人工呼吸器装着者をはじめとする医療ニーズの高い在宅の難病患者については、災害時に停電が発生した場合、生命に直結する危険があるため、患者本人、家族、支援関係者等と共に災害時個別対応マニュアルを作成し、適切に対応できるよう支援しています。

表53 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成状況 (人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象者	6(5)	4(4)	11(6)	11(6)	12(11) 1名は作成拒否

()内は作成済み数

14 精神保健支援

(1) 精神障がい者の地域生活支援

ア 通報等の経由

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下、「精神保健福祉法」という。)第22条、23条、26条の2及び3の規定に基づく通報等を受けた場合には、速やかに県に連絡するとともに、市が保有する必要な情報を提供します。

表54 申請・通報状況等

(件)

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
申請・ 通報 状況	一般申請 (22条)	9	6	5	5	3
	警察官通報 (23条)	47	70	55	35	34
	病院管理者 (26条の2)	0	0	1	0	0
	医療観察対象(26条の3)	0	0	0	0	0
	合計	56	76	62	40	37
処理 状況	措置入院	27	22	26	18	16
	措置不要	29	54	36	22	21
	合計	56	76	62	40	37

イ 退院後支援

「精神保健福祉法」第22条から第26条の3の規定に基づき、措置入院等となった患者の退院後の支援に関する計画を作成し、地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう支援しています。

表55 退院後支援計画作成及び支援状況

(件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
作成件数	16(9)	14(8)	10(7)	10(7)	8(4)

()内は支援終了件数

ウ 組織の育成

精神保健福祉に関わる組織の自主的な活動を支援するため、相談助言を行っています。

表56 自主グループの活動状況

名称	活動内容	開催状況
精神保健福祉ボランティア「クレヨン」	精神病院デイケアを中心に、お茶・習字・書道・生花・絵画などの活動や話し相手など	学習会 月1回 役員会 随時
摂食障害者家族会「バンビの会」	家族同士の話し合い、「ゆっくりの会」(当事者の会)の開催など	例会 月1回
精神障害者家族会「あすわ会」	たまり場(会員同士の交流等)の運営、相談事業(市民対象の相談会)の開催など	役員会 月1回 例会 月1回

(2)精神保健相談

「精神保健福祉法」に基づき、精神科医師等が心の健康や受診、社会復帰などのさまざまな相談に応じています。

表57 精神科嘱託医による相談（月2回、予約制） (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	20	19	16	15	19
相談件数	36	23	37	38	40

表58 保健師等による相談・訪問指導件数（随時） (件)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
面接相談	166	208	163	195	67
電話相談	1,003	1,028	775	1,493	988
訪問指導	253	377	220	278	218
ケア会議	54	46	31	44	59
連絡調整	232	7	2	141	261

※ 令和3年度以降は連絡調整を含む相談対応を電話相談に計上したため、連絡調整件数が減

(3)精神保健の理解促進に関する普及啓発

「精神保健福祉法」に基づき、市民の心の健康保持・増進を図るとともに、精神障がい者に対する関心と理解を深めるため講演会を開催する等、普及啓発を行っています。

- ・ ホームページに心の健康をチェックする「こころの健康度自己評価票」を常時掲載
- ・ 医療機関及び公共施設等に事業案内チラシを設置

表59 精神保健講演会

	令和2年度※	3年度※	4年度	5年度	6年度
開催数（回）	0	0	1	1	1
参加者数(人)	0	0	56	44	39

※ 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(4)自殺対策事業

「自殺対策基本法」に基づき、自殺対策に係る関係機関と連携し、相談支援や地域で支援する人材育成を行い、自殺予防及び自殺予防に関する市民の意識向上を図ります。

ア 対面相談

新型コロナウイルス感染症の影響により不安やストレスを抱えている市民に対し、臨床心理士が傾聴することで、ストレス等に早期に対応する機会を設けています。また、弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門職が一堂に会し、ワンストップで様々な相談に応じる「悩みごと総合相談会」を開催することで悩みを抱えている人の支援を行います。

表60 臨床心理士による相談（令和2年度から開始）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催数（回）	9	8	8	8	8
相談件数（件）	21	24	25	28	21

表61 悩みごと総合相談会開催状況

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催数（回）	4	4	3	4	4
相談者数（人）	36	33	27	39	34

イ 人材育成

自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材（ゲートキーパー）を養成します。

表62 ゲートキーパー養成研修実施状況

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催数（回）	1	4	4	5	5
受講数（人）	41	181	258	445	174

ウ ICTを活用した相談窓口の周知啓発

インターネットで自殺に関連する用語を検索した場合に、検索連動広告により本市の相談窓口を表示することで相談につながるもの。国や県において電子媒体での相談窓口の周知や相談対応体制の整備が進んだことから、市単独での対応は令和5年度で終了した。

表63 検索連動広告実施状況（令和3年度～令和5年度）

	令和3年度	4年度	5年度
広告表示数	267,631	166,405	132,588
広告クリック数	15,125	16,402	12,886
広告クリック率（%）	5.65	9.86	9.72

第3 福井市保健所 生活衛生課

1 食品衛生

(1) 食品衛生事業

ア 食品衛生監視指導(「食品衛生法」第24条に基づく監視計画)

毎年度策定する監視指導計画に基づき、食品等の安全性の確保と食中毒等の健康危害の発生を防止するため、許可を要する営業施設及び許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。

イ 食品衛生関係許可事務

「食品衛生法」に基づく新規許可、継続許可及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 「旧食品衛生法」に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

		令和2年度		3年度		4年度	
		営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,021	443	745	110	567	197
	仕出し屋・弁当屋	457	300	351	134	272	97
	旅館	83	30	61	30	51	7
	その他	2,124	888	1,524	241	1,122	302
菓子(パンを含む。)製造業		494	284	392	114	316	91
乳処理業		1	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		10	7	8	5	6	2
集乳業		0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		416	246	121	68	100	68
魚介類競り売り営業		2	4	1	2	0	1
魚肉練り製品製造業		3	1	3	3	3	5
食品の冷凍又は冷蔵業		29	25	27	10	22	17
かん詰又はびん詰食品製造業		5	3	4	3	2	2
喫茶店営業		516	174	59	7	41	9
あん類製造業		3	5	3	1	3	1
アイスクリーム類製造業		90	65	68	23	53	25
食肉処理業		30	23	23	11	19	12
食肉販売業		382	225	86	37	74	47
食肉製品製造業		4	2	4	3	4	3
乳酸菌飲料製造業		1	0	1	1	1	1
食用油脂製造業		1	0	1	0	1	1

マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	13	10	10	6	7	3
しょうゆ製造業	11	5	5	3	5	3
ソース類製造業	15	5	13	2	10	5
酒類製造業	13	1	9	1	9	1
豆腐製造業	19	17	13	5	9	2
納豆製造業	3	0	1	0	1	1
麺類製造業	36	28	32	12	25	7
そうざい製造業	171	133	137	76	111	76
添加物製造業(法第11条第1項対象(規格基準あり))	1	0	1	0	0	1
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	10	4	7	2	5	2
氷雪製造業	3	1	2	1	2	0
合計	6,516	3,118	3,712	911	2,841	989

		5年度		6年度	
		営業 施設数 (年度末)	監視 指導 施設数	営業 施設数 (年度末)	監視 指導 施設数
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	382	378	226	167
	仕出し屋・弁当屋	195	129	108	107
	旅館	31	27	27	8
	その他	746	233	404	266
菓子(パンを含む。)製造業		235	94	137	88
乳処理業		0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		6	2	5	4
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		69	68	46	40
魚介類競り売り営業		0	0	0	0
魚肉練り製品製造業		1	5	0	1
食品の冷凍又は冷蔵業		20	16	15	14
かん詰又はびん詰食品製造業		1	2	0	1
喫茶店営業		30	12	14	7
あん類製造業		2	1	1	2
アイスクリーム類製造業		42	22	25	20
食肉処理業		12	8	10	3
食肉販売業		57	43	39	33
食肉製品製造業		3	3	2	1
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	2
食用油脂製造業		1	1	0	0

マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
みそ製造業	3	5	1	2
しょうゆ製造業	2	3	0	2
ソース類製造業	5	7	3	4
酒類製造業	3	8	1	2
豆腐製造業	7	6	5	1
納豆製造業	1	1	1	1
麺類製造業	18	8	12	6
そうざい製造業	86	82	55	58
添加物製造業(法第11条第1項対象(規格基準あり))	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	3	2	5
氷雪製造業	2	0	0	2
合計	1,964	1,167	1,139	847

表2 「改正食品衛生法」に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

	令和3年度		4年度		5年度	
	営業施設数(年度末)	監視指導施設数	営業施設数(年度末)	監視指導施設数	営業施設数(年度末)	監視指導施設数
飲食店営業	806	847	1,439	859	2,138	1,038
調理の機能を有する自動販売機	2	2	2	0	9	7
食肉販売業	17	20	37	33	53	30
魚介類販売業	51	58	72	56	92	60
魚介類競り売り営業	1	2	2	5	2	3
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	8	8	10	4	15	15
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	87	94	160	112	246	131
アイスクリーム類製造業	5	6	10	9	13	5
乳製品製造業	2	2	3	1	4	1
清涼飲料水製造業	4	5	5	6	6	7
食肉製品製造業	0	0	2	2	3	4
水産製品製造業	15	16	30	23	50	43
氷雪製造業	1	1	1	1	1	0
液卵製造業	1	1	1	0	1	1
食用油脂製造業	2	3	2	0	2	1
みそ又はしょうゆ製造業	9	10	10	3	14	7
酒類製造業	5	5	5	1	11	8

豆腐製造業	7	9	8	3	8	2
納豆製造業	1	1	1	0	1	0
麺類製造業	9	11	19	14	30	17
そうざい製造業	49	59	92	79	145	103
複合型そうざい製造業	1	1	1	1	1	0
冷凍食品製造業	2	3	8	12	12	13
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	8	13	11	8	25	23
密封包装食品製造業	2	3	6	8	14	12
食品の小分け業	2	3	5	5	8	3
添加物製造業	0	0	1	1	1	0
合 計	1,097	1,183	1,943	1,246	2,905	1,534

	6年度				
	営業 施設数 (年度末)	許可施設		廃業 施設数	監視 指導 施設数
		継続	新規		
飲食店営業	2,743	—	712	107	1,083
調理の機能を有する自動販売機	11	—	2	0	4
食肉販売業	73	—	20	0	56
魚介類販売業	112	—	24	4	73
魚介類競り売り営業	2	—	0	0	2
集乳業	0	—	0	0	0
乳処理業	0	—	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	—	0	0	0
食肉処理業	15	—	1	1	7
食品の放射線照射業	0	—	0	0	0
菓子製造業	336	—	94	4	184
アイスクリーム類製造業	24	—	11	0	17
乳製品製造業	4	—	0	0	2
清涼飲料水製造業	7	—	1	0	4
食肉製品製造業	3	—	1	1	1
水産製品製造業	55	—	6	1	32
冰雪製造業	3	—	2	0	2
液卵製造業	1	—	0	0	0
食用油脂製造業	2	—	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	17	—	3	0	11
酒類製造業	13	—	2	0	2
豆腐製造業	8	—	0	0	2
納豆製造業	1	—	0	0	0
麺類製造業	37	—	7	0	14

そうざい製造業	224	—	84	5	157
複合型そうざい製造業	1	—	0	0	0
冷凍食品製造業	17	—	6	1	16
複合型冷凍食品製造業	0	—	0	0	0
漬物製造業	32	—	7	0	25
密封包装食品製造業	18	—	4	0	13
食品の小分け業	14	—	6	0	9
添加物製造業	1	—	0	0	0
合計	3,774	—	993	124	1,716

表3 届出を要する食品営業関係施設数・監視指導の状況

		令和3年度		4年度		5年度	
		施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
旧許可 業種で あった 営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	194	67	179	51	151	37
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	236	99	219	94	196	73
	乳類販売業	358	121	330	76	295	86
	冰雪販売業	4	2	4	3	4	3
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	455	2	459	13	542	24
販売業	弁当販売業	19	6	27	3	32	2
	野菜果物販売業	81	22	87	70	91	60
	米穀類販売業	31	5	34	7	35	7
	通信販売・訪問販売に よる販売業	4	0	7	0	7	0
	コンビニエンスストア	83	37	101	36	111	28
	百貨店、総合スーパー	51	12	55	20	62	24
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗 浄・屋内設置)を除く。)	252	1	293	4	331	8
	その他の食料・飲料 販売業	187	44	276	83	368	128
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定によ り規格が定められた添加物の 製造を除く。)	2	0	2	1	2	0
	いわゆる健康食品の 製造・加工業	0	0	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	12	10	20	5	35	11
	農産保存食料品製 造・加工業	2	1	3	0	4	0
	調味料製造・加工業	5	0	9	3	18	5
	糖類製造・加工業	0	0	0	0	0	0
	精穀・製粉業	7	1	9	4	10	2
	製茶業	3	1	6	0	6	0

	海藻製造・加工業	3	2	4	4	5	4
	卵選別包装業	5	0	5	2	5	1
	その他の食料品製造・加工業	12	1	22	5	28	7
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	18	0	20	0	31	2
	集団給食施設	132	4	151	53	156	56
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	9	0	9	0	10	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0	0	0
	その他	5	1	7	1	7	0
	合計	2,170	439	2,338	538	2,542	568

		6年度	
		施設数 (年度末)	監視指導 施設数
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	129	31
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	177	39
	乳類販売業	270	58
	氷雪販売業	5	3
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	543	9
販売業	弁当販売業	34	4
	野菜果物販売業	95	31
	米穀類販売業	36	6
	通信販売・訪問販売による販売業	9	1
	コンビニエンスストア	121	35
	百貨店、総合スーパー	77	32
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	331	1
その他の食料・飲料販売業	437	86	
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	2	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	44	7
	農産保存食料品製造・加工業	7	1
	調味料製造・加工業	20	6
	糖類製造・加工業	0	0
	精穀・製粉業	10	3

	製茶業	6	0
	海藻製造・加工業	5	1
	卵選別包装業	5	3
	その他の食料品製造・加工業	32	4
上記 以外の もの(改 正法によ る改正後 の法第68 条第3項 において 準用され るものを 含む。)	行商	40	2
	集団給食施設	161	94
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器 包装の製造、加工に限る。)	11	0
	露店、仮設店舗等における 飲食の提供のうち、営業と みなされないもの	0	0
	その他	8	1
合 計		2,615	458

ウ 食品の収去(「食品衛生法」第28条に基づく食品の行政検査)

市内外に流通する食品の安全性を確認するため、検査を計画的に行っています。不適合となつた案件については、速やかに改善したことを確認しています。

表4 食品収去検査の状況

(件)

事業名	対象食品	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		検査 件数	不適合 件数								
春の行楽地衛生対策	一般食品(菓子、弁当等)	-	-	4	0	4	0	4	0	4	1
夏期食品一斉取締り	一般食品	51	3	18	0	18	6	18	2	15	3
輸入食品対策	冷凍食品、清涼飲料水、 加工食品、菓子等	9	0	7	0	6	0	7	0	1	0
畜水産食品検査	魚介類、鶏卵、食鳥肉	2	0	2	0	3	0	1	0	3	0
野菜・果実検査	市内産野菜・果実、市外産 または輸入野菜・果実	6	0	6	0	6	0	6	0	2	0
秋の行楽地衛生対策	一般食品(菓子、弁当等)	12	0	-	-	4	1	4	0	4	0
玄米検査	市内産玄米	2	0	2	0	1	0	2	0	-	-
液卵のサルモネラ検査	液卵	2	0	-	-	-	-	1	0	-	-
添加物表示対策	醤油、みそ、魚介類加工品	7	0	4	0	4	0	4	0	4	0
年末食品一斉取締り	一般食品	45	5	14	0	14	1	15	1	13	0
クドアモニタリング	ヒラメ	1	0	-	-	1	0	-	-	-	-
容器包装等検査	容器包装、玩具等	3	0	3	0	3	0	3	0	1	0
遺伝子組換え食品検査	大豆食品(豆腐)	2	0	2	0	2	0	2	0	-	-
アレルギー表示検査	加工食品	-	-	2	0	2	1	2	0	2	0
ジビエ肉モニタリング	イノシシ肉、鹿肉等	1	0	-	-	-	-	1	0	-	-
お成り衛生対策	一般食品	-	-	-	-	-	-	-	-	5	0
合 計		143	8	64	0	68	9	70	3	54	4

(2)食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

許可を要する営業施設の食品衛生責任者等を対象とした定期講習会及び許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした講習会など、依頼に応じた出前講習会を実施しています。

表5 食品衛生講習会の実施状況

	定期講習会		出前講習会	
	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
令和2年度	43	1,154	16	654
3年度※	8	124	10	266
4年度	29	2,298	3	117
5年度	22	2,179	8	306
6年度	21	2,208	5	228

※ 令和3年度の定期講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため資料送付による自己学習：3,827件

(3)食品による健康被害等に関する対応

ア 食中毒に関する調査(「食品衛生法」第56条等)

市内で発生した食中毒事件及び病因物質は下表のとおりです。

表6 食中毒発生の状況

	発生日	患者数/ 喫食者数	原因食品	病因物質
令和 2年度	R2. 5.17	1/2	飲食店が調理販売したしめ鯖寿司	アニサキス
	R2. 6.14	3/11	飲食店が調理提供した食事	サルモネラ
	R2. 6.19	1/1	飲食店が調理提供したしめ鯖寿司	アニサキス
	R3. 2. 7	2/40	飲食店が調理提供したヒラメの刺身	クトア・セフエンソクタータ
3年度	R3. 7. 6	93/113	飲食店が調理提供した食事	ウエルシュ菌
	R3.11.14	5/5	家庭で調理した食事(ツキヨタケを誤食)	植物性自然毒
	R3.12. 2	1/79	飲食店が調理提供した食事	アニサキス
	R4. 2.28	1/1	魚介類販売店が販売した「いわし(刺身用の冊)」	アニサキス
4年度	R4. 4.18	1/1	飲食店が調理提供した食事(特上にぎり)	アニサキス
	R4. 6.27	13/130	飲食店が調理提供した弁当	黄色ブドウ球菌
	R4. 7.31	1/1	飲食店が調理提供した「サバの刺身」	アニサキス
	R4. 9.18	1/4	魚介類販売店が販売した「刺身(ふくらぎ、ぶり、いか、ひらめ)」	アニサキス
	R4. 9.23	1/1	R4.9.21からR4.9.22に喫食した生鮮魚介類	アニサキス
	R4.11.25	1/1	魚介類販売店が販売した「ふくらぎ お刺身」	アニサキス
	R5. 1.21	1/2	飲食店が調理提供した「しめ鯖」	アニサキス
	R5. 2. 1	1/3	量販店が販売した「ブリ刺身・ヤリイカ冊・ヒラメ冊」	アニサキス
	R5. 3. 5	1/1	不明	アニサキス
R5. 3.21	1/2	不明	アニサキス	

5年度	R5. 5.11	10/17	飲食店が調理提供したヒラメの刺身	クトア・セブテンブクタータ
	R5. 6.21	1/11	飲食店が調理提供した寿司(マグロ、タチウオ他)、刺身(ブリ、シマアジ他)	アニサキス
	R5. 6.22	5/6	飲食店が調理提供した食事「コース料理(焼き鳥、名物手羽先、鍋他)、塩レバー、鶏生レバー」	カンピロバクター
	R5. 7.20	1/1	不明	アニサキス
	R5. 8.12	13/42	飲食店が調理提供した食事「会席料理(石焼御膳、四季御膳他)」	ノロウイルス
	R5. 9.16	2/2	飲食店が調理提供した「さば棒寿司」	アニサキス
	R6. 3.22	21/59	飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
6年度	R6. 5.26	1/5	R6.5.26 に飲食店が調理販売した「生さば寿司」	アニサキス
	R6. 8.17	2/6	R6.8.15 に飲食店が調理提供した食事「コース料理(さしみユッケ、胸肉たたき、ポテトサラダ、鶏足(若鶏)、もも肉炙り、茶碗蒸し、釜めし、手羽先唐揚げ)、鶏ラーメン」	カンピロバクター
	R6.10.21	1/2	R6.10.20 に量販店が販売した「ふくらぎ刺身」	アニサキス
	R6.11.25	4/4	R6.11.25 に家庭で調理した食事(ツキヨタケを誤食)	植物性自然毒
	R7. 1.25	18/68	R7.1.24 から R7.1.26 に飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
	R7. 3. 2	12/56	R7.3.1 から R7.3.2 に飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス

イ 食品による健康被害等に関する行政処分(「食品衛生法」第54条等)

被害の拡大防止・原因究明及び再発防止を図るため、「食品衛生法」に基づく行政処分として、下表のとおり営業停止命令を行いました。

表7 行政処分の状況

(件)

	処 分 件 数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
令和2年度	—	—	3	—	1	1
3年度	—	—	3	—	—	11
4年度	—	—	7	—	1	11
5年度	—	—	5	—	—	4
6年度	—	—	5	—	—	7

ウ 一般相談への対応

飲食店などの開業や食品表示に関する相談及び喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。

表8 食品関係相談の状況

(件)

		食品総合相談件数					
		相談			苦情		
		営業	表示	その他	食中毒・ 有症苦情	不良食品・ 異物混入	その他
令和2年度	3,742	1,336	124	2,153	58	48	23
3年度	2,358	1,405	99	752	48	26	28
4年度	2,488	1,483	79	804	69	23	30
5年度	2,667	1,765	77	688	65	48	24
6年度	2,400	1,557	46	635	79	48	35

2 動物愛護管理業務

(1) 動物取扱業への監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、基準に適合した施設構造による適正な飼養が行われるよう、飼養動物取扱業及び特定動物飼養許可施設に対して監視等を行っています。

表9 第一種動物取扱業※登録施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳					監視指導数 (延べ)
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
令和2年度	76	31	49	1	5	10	113
3年度	72	25	49	1	5	14	57
4年度	68	26	50	1	5	10	47
5年度	75	32	53	2	5	11	80
6年度	78	34	58	4	5	11	44

※ 有償・無償の別を問わず反復・継続して事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上、業として認められる行為

表10 第二種動物取扱業※届出施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳				監視指導数 (延べ)
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
令和2年度	5	3	1	1	2	6
3年度	6	4	2	2	2	3
4年度	8	5	4	3	3	3
5年度	9	6	4	4	3	8
6年度	10	7	4	4	3	3

※ 営利を目的とせず、飼養施設を設置して一定数以上の動物の取扱いを行う行為

表11 特定動物※飼養許可施設数・監視指導の状況

	施設数	動物種	頭数	監視指導数 (延べ)
令和2年度	1	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	17	1
3年度	2	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	19	2
4年度	3	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	17	2
5年度	3	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	16	4
6年度	2	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	13	2

※ 人の生命・身体又は財産に危害を加える恐れのある危険動物で、政令で、クマ、トラ、ワニ、マムシ等の哺乳類、鳥類、爬虫類約650種が定められている。動物園や試験研究施設等の特定目的で、特定動物を飼養するためには動物の種類や飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要となる。なお、令和2年6月1日から愛玩目的等で特定動物を飼養することは禁止されている。

(2) 飼い主のいない猫の不妊手術費助成事業

飼い主のいない猫の出生を抑制することで数を減らし猫の引き取り数を減少させるため、平成25年度より不妊手術費用の一部を助成しています。平成30年度までは健康管理センターで行っていましたが、中核市移行に伴い、令和元年度からは福井市保健所が行っています。

ア 対象者（次の条件を全て満たす方）

- (ア) 福井市内に居住する方で、手術予定の野良猫と同じ居住地域の方
- (イ) 手術後、元の場所に戻し、責任をもって糞尿の始末及び餌やり等の管理ができる方
- (ウ) 手術済みの猫であると判別できるように、手術時に耳先をVカットすることを了承できる方
- (エ) 手術同意書に同意できる方

イ 対象となる猫

生後4カ月以上で、外観上健康と認められる飼い主のいない猫（野良猫）

表12 助成の実績 (頭)

	オス	メス
令和2年度	38	75
3年度	33	78
4年度	46	69
5年度	56	95
6年度	56	85

(3) 犬猫の収容や苦情相談等への対応

飼い主の不明な犬猫の収容や糞尿や鳴き声等による苦情について、福井県動物愛護センターと連携して対応しています。

表13 福井県動物愛護センターの実績 (収容・譲渡・返還:頭、苦情・相談:件)

		収容頭数				譲渡	返還	苦情	相談
		捕獲	引取り	傷病	計				
令和2年度	犬	4	7	0	11	2	10	93	193
	猫	0	151	22	173	165	0	112	838
	計	4	158	22	184	167	10	205	1,031
3年度	犬	7	10	0	17	3	14	114	203
	猫	0	177	9	186	167	3	115	858
	計	7	187	9	203	170	17	229	1,061
4年度	犬	4	12	0	16	2	12	77	162
	猫	0	150	10	160	136	4	87	779
	計	4	162	10	176	138	16	164	941
5年度	犬	4	6	0	10	3	7	59	98
	猫	0	113	10	123	138	5	34	410
	計	4	119	10	133	141	12	93	508
6年度	犬	7	12	0	19	7	8	40	105
	猫	0	71	14	85	134	0	21	289
	計	7	83	14	104	141	8	61	394

3 狂犬病予防業務

(1) 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射

狂犬病の発生やまん延を防止するため、「狂犬病予防法」に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行っています。平成30年度までは健康管理センターで行っていましたが、中核市移行に伴い、令和元年度からは福井市保健所が行っています。

表14 飼い犬登録数及び狂犬病予防注射数 (頭)

	犬の登録数		予防注射数
	年度末登録数	うち新規登録数※	
令和2年度	10,766	982	7,964
3年度	10,972	1,085	8,057
4年度	10,884	1,020	7,979
5年度	11,245	1,131	8,011
6年度	10,569	1,120	8,101

※ 新規登録数は、転入登録（前住所地登録済み）を含めない

(2) 咬傷事故への対応

飼い犬が人を咬んだ際は、狂犬病の発生やまん延を防止するため、「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づき、飼い主に対して当該犬の獣医師による検診と適正な飼養について指導を行っています。

表15 咬傷事故件数 (件)

	件数
令和2年度	8
3年度	3
4年度	8
5年度	6
6年度	11

4 環境衛生

(1) 生活衛生事業

ア 営業施設の監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」、「公衆浴場法」、「旅館業法」、「興行場法」に基づく営業施設について、適切な衛生管理が行われるよう監視指導を行っています。

また、レジオネラ症発生防止対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館の浴槽水について、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

イ 生活衛生関係許可等事務

各法に基づく新規許可、開設届及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

表16 営業六法施設数・監視指導の状況

	令和2年度		3年度		4年度		
	営業施設数 (年度末)	監視指導 施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導 施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導 施設数	
理容所	298	12	295	12	290	4	
美容所	732	41	745	31	775	53	
クリーニング所	洗濯所	74	52	74	0	72	47
	取次所	239	1	237	2	236	1
公衆浴場	普通	8	0	8	4	7	2
	特殊	38	22	41	13	41	25
旅館	旅館・ホテル	94	28	95	47	93	25
	簡易宿所	57	18	57	8	60	10
	下宿	-	-	-	-	-	-
	特例	0	0	0	0	-	-
興行場	常設	16	0	15	1	15	0
	仮設	-	-	-	-	-	-
合計	1,556	174	1,567	118	1,589	167	

	5年度		6年度				
	営業施設数 (年度末)	監視指導 施設数	営業施設数 (年度末)	新規施設数	廃業施設数	監視指導 施設数	
理容所	291	9	279	4	7	70	
美容所	794	39	779	43	38	207	
クリーニング所	洗濯所	71	2	67	0	4	40
	取次所	238	1	213	4	29	4
公衆浴場	普通	7	2	7	0	0	0
	特殊	44	24	48	4	1	15
旅館	旅館・ホテル	93	36	91	0	2	17
	簡易宿所	64	11	73	9	0	11
	下宿	-	-	-	-	-	-
	特例	-	-	-	-	-	-
興行場	常設	15	0	15	0	0	0
	仮設	-	-	-	-	-	-
合計	1,617	124	1,572	64	81	364	

表17 浴槽水の行政検査状況

	検査数	不適合件数
令和2年度	9	1
3年度	7	0
4年度	7	3
5年度	10	3
6年度	22	1

(2)浄化槽の適正な維持管理

「浄化槽法」に基づき、浄化槽設置の届出の受理、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。また、浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表18 浄化槽設置基数の状況

	浄化槽設置基数
令和2年度	10,903
3年度	10,690
4年度	9,735
5年度	9,337
6年度	9,252

(3)特定建築物に対する監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する、多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、空気環境や飲料水等が衛生的に管理されるよう、同法第11条第1項に基づき定期的に監視指導を行っています。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

表19 特定建築物施設数・監視指導の状況

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数								
興行場	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1
百貨店	7	2	6	4	6	0	6	2	6	4
店舗	23	8	23	7	23	8	24	7	25	7
事務所	51	13	50	26	49	8	49	15	49	26
学校	12	8	12	4	12	0	12	8	12	4
旅館	16	6	16	1	17	5	18	7	18	1
その他	16	1	15	6	16	8	16	1	16	5
合計	126	38	123	49	124	29	126	40	127	48

(4)温泉利用施設に対する監視指導

「温泉法」に基づく温泉利用施設に対し、衛生管理が適正に行われるよう、施設への立入等監視指導を行っています。

表20 温泉施設数・監視指導の状況

	浴用許可		飲用許可	
	施設数（年度末）	監視指導施設数	施設数（年度末）	監視指導施設数
令和2年度	34	12	4	2
3年度	33	16	4	2
4年度	36	14	4	4
5年度	38	23	4	4
6年度	38	7	4	1

(5)遊泳用プール施設に対する監視指導

遊泳用プールの衛生水準を確保するため、国が示す衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

表21 プール施設数・監視指導の状況

	施設数 （年度末）	うち休業数	監視対象 施設数	監視指導 施設数
3年度※	16	0	16	2
4年度	15	0	15	17
5年度	15	0	15	15
6年度	14	0	14	14

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により縮小（一部、苦情に伴う立入を実施）

令和7年8月

編集・発行 福井市福祉健康部 保健衛生局 福井市保健所
〒918-8004

福井市西木田2丁目8番8号

TEL (0776) 33-5182

FAX (0776) 33-5473